

長崎県と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定

長崎県（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地方創生の実現に資するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で連携・協力する。

- （1）健康づくりに関すること
- （2）こどもの健全育成・教育支援に関すること
- （3）芸術・文化振興に関すること
- （4）地域振興・産業振興に関すること
- （5）県政情報の発信に関すること
- （6）その他、地方創生の推進に関すること

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たって、甲と乙は、県内市町村、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙の関連会社に実施させることができる。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者（第2条第4項に定める乙の関係会社を除く）に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に書面により承諾を得た場合は、この限りではない。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年10月3日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県知事

大石 賢 吾

乙 長崎県長崎市興善町2-21
明治安田生命保険長崎興善町ビル3F

明治安田生命保険相互会社

執行役員

九州・沖縄地域リレーション本部長

本村 剛